

## 花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会内に学校用地検討委員会を設置する規程

(案)

(設置)

第1条 花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会内に、学校用地の選定に係る検討を行うため、学校用地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 学校用地選定基準を策定すること。
- (2) 学校用地候補地を選定のうえ、候補地比較検討資料を取りまとめ、花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会に報告すること。

(組織等)

第3条 委員会は委員8名をもって組織し、委員は以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会会長
- (2) 花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会副会長
- (3) 花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会会長が指名する者5名

2 委員の任期は、第2条第2号に規定する報告を行ったときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会会長とし、副委員長は花泉地域統合小学校学校づくり推進委員会副会長とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議長は、特に必要があると認めた時は、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、又は、必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、花泉支所地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。